

令和 4 年 9 月 1 日

支部長（事務局）各位

滋 賀 県 建 築 組 合  
組 合 長 富 田 忠 夫  
社 保 対 部 長 野 瀬 忠 博  
中 央 建 設 国 民 健 康 保 険 組 合  
滋 賀 県 支 部 長 高 村 勝 裕

## 2023年度の国保組合予算確保に向けた、秋の

### ハガキ要請行動の取り組みについて

連日のご奮闘に対し、敬意を表します。

さて、表記取り組みにつきましてご連絡申し上げます。

いまだ新型コロナウイルス収束の兆しが見えない状況ではありますが、私たちの社会保障の要である建設国保の現行補助水準を確保するためにハガキ要請行動を実施いたします。

各支部におかれましては、新型コロナウイルス感染対策に十分ご対応いただきながら、集中投函（11月25日（金）～12月2日（金））に向けて別紙のとおり、ハガキ要請行動(秋)に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

今年度のハガキ要請行動(秋)の取り組み目標数は、一人3枚を設定していますので、ご協力いただきますよう、宜しくようお願い申し上げます。

県本部到着〆切期日：令和4年11月18日（金）

## 【ハガキ記入の注意事項】

- ① ハガキの文例を参考にし、私たちの建設国保への補助金は、  
「現行補助水準を確保してください」とお書きください。

(文例)

私は滋賀県で大工をしています。建設国保は命と健康を守る大切な制度です。  
私たちの建設国保への補助金は、現行補助水準を確保して下さい。

- ② ハガキの裏面（要請文）と差出人は必ず、ボールペンかペンを使い、自筆で  
ご記入ください。印刷、鉛筆、消えるペンの使用は不可です。

(ハガキ表面の要請先は印刷可)

- ③ 差出人の連名は不可です。差出名は一名ずつ、記載してください。  
④ 差出人の住所と氏名を忘れずに記載してください。  
※ 事業所名は記載しないでください。  
⑤ 職種は正しくご記入ください。

(誤)	(正)
建設業	建築大工・大工
電気業・電気工事	電気工・電工
〇〇業	〇〇工

- ⑤ ハガキ料金が6.2円→6.3円に改定されています。

要請先等の詳細につきまして別紙、全建総連発信の「2023年度の国保組合予算確保に向けた、秋のハガキ要請行動の取り組みについて」の文面をお読みください。

全建総連発第 62-272 号  
2022 年 8 月 29 日

各県連・組合 殿

全国建設労働組合総連合  
中央執行委員長 中西 孝司  
社会保障対策部長 松尾慎一郎

## 2023 年度の国保組合予算確保に向けた、秋の ハガキ要請行動の取り組みについて

連日のご奮闘に対し、敬意を表します。

さて、お送りした發文書(8/26 付・全建総連発第 62-270 号)でお伝えしましたとおり、2023 年度国保組合関係予算の概算要求額は総額 2707.3 億円、2022 年度当初予算比で 24.6 億円の増額での要求となりました。削減が厳しく求められる裁量的経費においても、出産育児一時金補助金で 0.4 億円増の 18.0 億円、高額医療費共同事業補助金で 2.1 億円増の 32.9 億円、特定健診・特定保健指導補助金で同額の 5.7 億円を確保、増額または同額の要求を勝ち取りました。

概算要求時点において増額要求の到達を築くことができた大きな要因は、コロナ禍においても各組合の実情に応じて取り組み、夏 120 万 4001 枚(8 月 22 日時点・目標達成率 96.0%)を超える投函となった、ひとりひとりの仲間が参加するハガキ要請行動等をはじめとする大衆運動の到達によるものです。概算要求に向けて、この間ご奮闘・ご協力いただいた各県連・組合の役員・組合員とそこご家族、書記局の皆様改めて感謝申し上げます。

一方、国保組合関係予算をめぐる情勢では、年末までの予算編成過程では、義務的経費等において医療費や被保険者数の伸びなどが反映されることをはじめ、新型コロナウイルス対策への影響あるいは裁量的経費の前年度比 10%削減が厳しく求められるなど、厳しい状況になることが予想されており、国保組合関係予算の増額要求を実現させる取り組みが重要となってきます。

引き続き、新型コロナウイルス感染対策に十分対応いただきながら、各県連・組合の実情に応じた形で、私たちの社会保障の要である建設国保の現行補助水準(2023 年度の国保組合関係予算)を確保するため、下記の要領でハガキ要請行動(秋)に取り組むこととします。

### — 記 —

#### 1. 取り組み期間

財務省、厚労省への集中投函期間は、11月25日(金)～12月2日(金)とします。

※ 12月2日開催予定の予算要求中央行動(厚労省要請)を踏まえた投函期間としています。全建総連の組織的な取り組みであることを強調するために、この期間内にハガキの投函を集中させてください。

#### 2. 投函目標枚数

組合員本人はもちろんご家族の協力も得て、組織人員(2022年6月末現在)の2倍を目

標とします(各県連・組合の目標枚数は【別紙1】ハガキ要請目標数22.8.29参照)。

3. 要請先(人事異動の場合もあることから、役職名のみでの記載とします)

【財務省】 〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

財務省主計局長 殿

財務省主計局次長 殿

財務省主計局主計官 厚生労働係第一担当 殿

財務省主計局 厚生労働第三係主査 殿

【厚生労働省】 〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局長 殿

厚生労働省大臣官房審議官医療保険担当 殿

厚生労働省国民健康保険課長 殿

厚生労働省国民健康保険課長補佐 殿

※ 秋のハガキ要請先は、上記で統一して下さい(役職名だけで結構です)。

4. 要請内容 (文例)

財務省、厚労省への要請は、以下の文例を参考に、必ず自筆で各自の気持ちをこめて記載してください。

私は〇〇県で大工をしています。建設国保は命と健康を守る大切な制度です。  
私たちの建設国保への補助金は、現行補助水準を確保して下さい。

5. 注意

① ハガキ要請行動は、財務省、厚労省に私たち(国保組合の被保険者)の存在(要求)を示し、国保組合制度の必要性和「自分たちの健康保険」として、私たちがいかに運営努力しているかを訴え、建設国保に対する現行補助水準の確保を要請するために行うものです。

ハガキ要請に対し、2019年7月31日に実施した厚労省保険局要請で熊木国保課長は「厚労省の人間は『命と健康を守ることが使命』として働いている。現場の実態を聞くことで確信を持って仕事や財務当局との交渉に臨むことができる。そういう意味でハガキはありがたい」。同年11月27日に実施した厚労省保険局要請で森山国保課長補佐からは「ハガキは全建総連の要望を後押しするものと思っていたが、実は私たちを後押ししてくれているものと改めて感じた」。2020年7月29日の厚労省保険局要請で眞室国保課長補佐からは「たくさん届いており、目を通すと、建設国保は命と健康を守る大切な制度で『職人の命の綱』と書かれている。毎年継続して取り組みがされ、強い気持ちだ

と理解している。皆さまからの思いをしっかりと受け止め尽力したい」。2021年12月3日の厚労省保険局要請で森田国保課長からは「建設国保は『命と健康を守る最後の砦』とのことが直筆で書かれ、大変多くの方から届いている。重く受けとめたい」。同年12月13日の吉田厚労事務次官との懇談では「すごい数の取り組みで、全建総連の底力を感じる。引き続き、丁寧に対応していきたい」。

直近の2022年7月29日の厚労省保険局要請で高木国保課長からは「文面には『建設国保は命と健康を守る大切な制度で、病気やケガなど、万が一の時の命の綱』という思いが、一枚一枚手書きで書かれていた。重くうけとめたい」との感想が語られています。

財務省、厚労省では、私たちの要請ハガキを担当部署の職員がチェックしています。加入資格外の職業名の記載や切手を貼っていないハガキ(または料金不足)、要請内容が国保予算確保の趣旨にそぐわないハガキについては、全建総連に連絡が来ることもあります。これでは、せっかく投函したハガキも無駄になり、私たちの熱意を訴えることにつながりません。ハガキの枚数とともに、ハガキ1枚1枚の質の向上も大変重要となります。財務省、厚労省の担当者の心に響くように、私たち建設労働者・職人の窮状を切実に訴えかける内容に文例を工夫して要請してください。

② 裏面の要請内容については必ず手書きとしてください。

③ ハガキ料金は2019年10月1日より63円に料金改定されています。料金不足や切手の貼っていないハガキ、また料金別納郵便のハガキを個人で投函してしまうことのないように、十分な注意喚起をお願いします(この間、厚労省より注意を受けています)。

④ ハガキの中には、ご家族の方がご自分の職業を記入している場合が、ときどき見受けられます。「私は飲食店を営んでいます」「私はタクシー運転手です」などと書いてしまつては、建設国保に無関係な人物が、私たちの組合に加入しているかのような印象を与え、せっかくのハガキ要請行動が逆効果となってしまいます。

ご家族の方にハガキを書いていただく場合には、「私の夫は△△県で大工をしています〜」「私の父は△△県の塗装工です〜」というように、組合員本人が建設国保組合に加入していることが、具体的にわかるような書き方をしてください。

各県連・組合におかれましては、以上について、十分注意していただくよう周知並びに点検をお願いします。

なお、ハガキ要請の集約につきましては、【別紙2】報告書にて12月9日(金)までにご報告をお願いします。

以上